



新技術活用評価委員会について

——「公共工事等における新技術活用システム（評価試行方式）」の取り組み——

国土交通省関東地方整備局企画部施工企画課



1. はじめに

平成17年4月より、国土交通省の技術活用システムを新たに再編・強化し、「評価試行方式」と「テーマ設定技術募集方式」の二つの方式を試行的に運用しています。

このうち「評価試行方式」では、地方整備局または北海道開発局（以下、「地方整備局等」）が新たに設置する「新技術活用評価委員会（以下、「評価委員会」）」を新たに設置して、民間等で開発された公共工事等に関する新技術の評価および直轄現場での試行等に関する審議を行うこととしています。

評価委員会は、地方整備局長または北海道開発局長（以下、「地方整備局長等」）が選任・委嘱する産・学の有識者と、地方整備局等の行政職員で構成されるもので、原則として四半期に一度（各年度の6月、9月、12月、3月が目安）開催することになっています。

2. 評価委員会の役割

「評価試行方式」は、申請された新技術につい

て、現場での試行を通じて客観的な評価を行い、その情報を新技術情報提供システム（NETIS）を利用して提供するものです。新技術の活用検討を行うユーザを支援することで活用の促進を図ることと、評価情報を元に新たな技術開発や既登録技術の改良に取り組む開発者の意欲向上を目的としています。

評価委員会では、「評価試行方式（Aタイプ）」で申請のあった新技術については、①まず事前評価により直轄現場での試行の可否を判断し、②所定の水準にあると判断した技術について試行計画を作成し、③試行現場において実施する効果等の調査結果を基に事後評価を行う、こととしています。また、「評価試行方式（Bタイプ）」として申請のあった新技術についても、NETISに登録された技術情報を基に発注事務所が自発的に活用した場合には、活用調査結果を基に簡易評価や事後評価を行うこととしています。

直轄現場で工事等を発注する担当者は、公共事業を預かる者としての責任感から新技術の活用には慎重にならざるを得ないところがあります。中でも活用実績がない、あるいは活用実績が少ない新技術を現場で活用するか否かの決断を促すには、新技術情報の信頼性を高めることが重要となります。そこで、評価委員会では、各委員の専門分野における見地から、個々の現場条件下にお

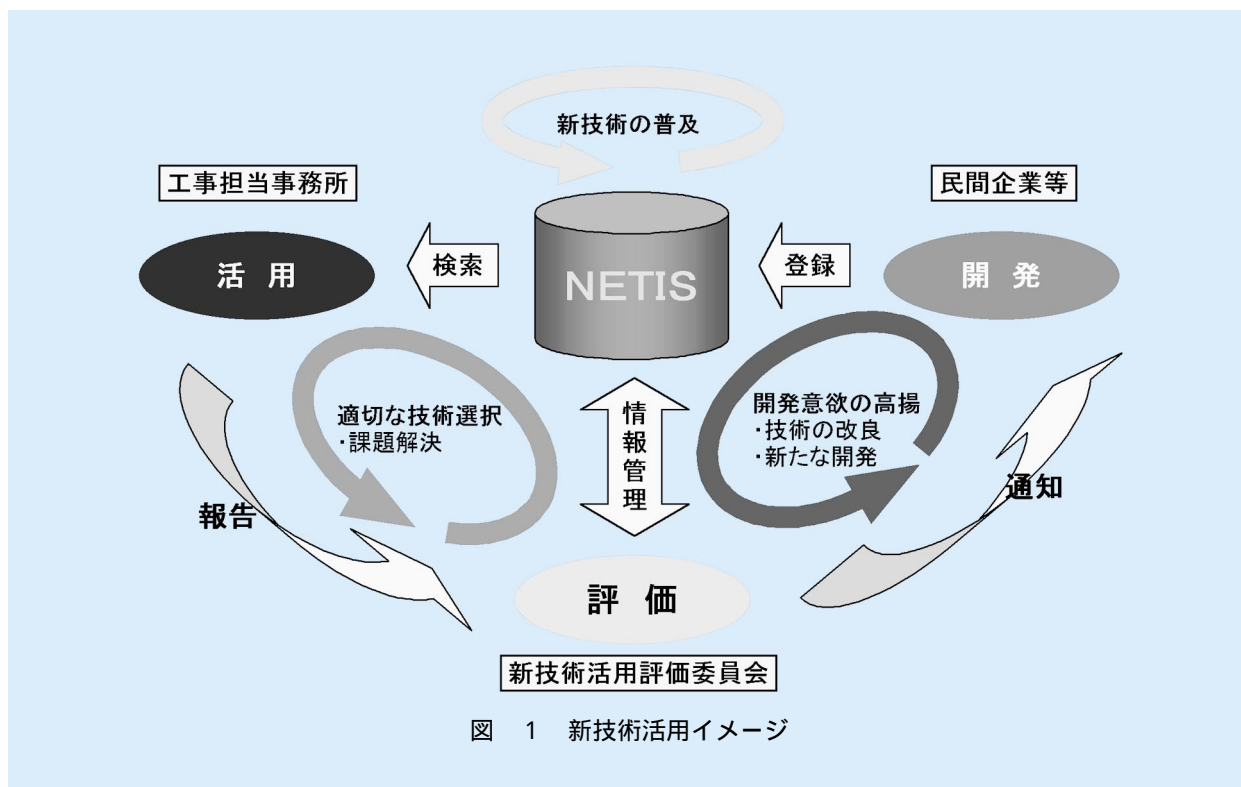


図 1 新技術活用イメージ

る技術の特性等を公平かつ客観的に審議することとしています。

なお、ほとんどの各地方整備局等では、上記のような「評価試行方式」における個別技術の審議のほか、地方整備局等ごとに独自に取り組んでいる新技術活用方策の課題についても幅広く審議する機関として位置付けています。

3. 評価の分担

NETIS に登録申請される技術の工種を大別しただけでも30工種にのぼり、さらに細分化すると膨大な技術分野となります。このため、各地方整備局の評価委員会ごとに、評価を担当する工種を分担することとしています。

評価の担当工種を決めることで、委員会の運営が効率化されるだけでなく、同種技術は同じ評価委員会の下で審議されるため、評価のバラツキも少なくなることも期待できます。

4. 評価委員会の構成

評価委員会は、産学の有識者と地方整備局等の行政職員とで構成されることは先に述べたとおりですが、人数等は地方整備局等の運用に任されています。また、必要に応じて部会を設置することもできるため、多くの評価委員会で部会を設置し多種多様な新技術の評価に効率的に対応するための体制を整えています。

5. おわりに

今年度は、「評価試行方式」の試行的運用期間として位置付けています。新技術の申請受付、事前評価、現場での試行、事後評価という一連の流れを通じて、本格運用に向けた課題を抽出しながら、制度自体の改良・改善を行うことも評価委員会の大きな役割の一つとして期待されています。